

前回（10月24日）計画部会からの主な修正点（交通政策基本計画）
 ページ番号は、計画案の該当箇所

はじめに

- 交通の定義に関する注釈を削除（2ページ）

第2章：交通が直面する「危機」と、それを乗り越える決意

- 事業者間やモード間の「協調領域の拡大」を、他の表記と合わせて「連携・協働の拡大」に言い換え。（13ページ）
- 「ジェンダー主流化」という用語の説明を注釈で記載。（14ページ）
- 「経済安全保障の観点」から、サイバーセキュリティ等のリスク管理が必要な旨を明確化（記載位置の修正）。（15ページ）

第3章：今後の交通政策の基本的な方針、新たに取り組む政策**<全般>**

- 指標について〔通番〕を記載（16～70ページ）

<基本の方針B：成長型経済を支える、交通ネットワーク・システムの実現>

- 自動車運送事業の人材確保に向けた働き方改革の実現に関し、バス・タクシー事業に関する取組、トラック事業に関する取組及び自動車運送事業共通の取組の3つに分けて記載。（25ページ）
- 我が国造船業の再生を図るため、造船能力の抜本的な向上のための取組を進めるとともに、船舶のサプライチェーン強靭化等による高品質な船舶の安定供給を確保する。（36ページ）

<基本の方針D：デジタル・新技術の力を活かした時代や環境の変化に応じた交通サービスの進化>

- 自動運転に関し、安全確保に向けた取組や、本格的な自動運転社会の早期実現を先導するために、そうした社会の到来が人々の暮らしや生活等に及ぼす影響や効果について幅広く検討を行う旨を追記。（63ページ）

おわりに

- 「岐路」という言葉の解釈について誤解を避けるため、現在の交通が「危機」なのか、今後の持続可能な交通の実現に向けた「好機」なのか、という表現に修正。また、その認識の下で取り組む内容として、「デジタル・新技術」の力を徹底活用に関する記載を追記（74ページ）